



# 認定特定非営利活動法人 (認定NPO法人)

## 事務の手引

令和2年4月

静岡県くらし・環境部  
県民生活課

## はじめに

この手引は、これから認定又は特例認定を受けようとする特定非営利活動法人（NPO法人）及び既に認定NPO法人を運営している方を対象に、特定非営利活動促進法に基づく認定の基準や諸手続の方法について説明したものです。

第1章では認定制度の概要について、第2章では認定等を受けるための手続等について、第3章では認定後に必要となる諸手続について掲載しています。

この手引に掲載した様式は、県ホームページ【ふじのくにNPO】からダウンロードできます（<https://www.npo-fujinokuni.jp/>）ので、作成に際してはこちらを御利用ください。

また、県では、認定等に関する相談を、県内2箇所に設置したふじのくにNPO活動センターで受け付けておりますので、是非御利用ください。

### 【認定・特例認定取得に関する相談窓口－お問い合わせ先－】

#### ○ふじのくにNPO活動センター

〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル2階  
TEL:054-260-7601 FAX:054-260-7603  
E-mail:fnc@shizuokafund.org

#### ○ふじのくに東部NPO活動センター

〒410-0801 沼津市大手町1-1-3 沼津商連会館ビル3階  
TEL:055-951-8500 FAX:055-952-1433  
E-mail:fnc@shizuokafund.org

なお、この手引は静岡県が所轄庁となる法人を対象としています。すべての事務所を静岡市・浜松市のいずれか一市内に置く法人につきましては、それぞれ静岡市、浜松市が所轄庁となりますので、諸手続の方法や提出書類は、各市にご確認ください。

※静岡市・浜松市にのみ事務所をおく法人の問合せ先

静岡市	市民局市民自治推進課 〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1 TEL 054-221-1372 FAX 054-221-1538 E-MAIL: shiminjichi@city.shizuoka.lg.jp
浜松市	市民部市民協働・地域政策課 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 TEL 053-457-2094 FAX 053-457-2750 E-MAIL: shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 目次

第1章 認定制度の概要 .....	
1 認定NPO法人制度の概要.....	1
(1) 認定NPO法人とは.....	1
(2) 特例認定NPO法人とは.....	1
(3) 認定NPO法人等になることによるメリット.....	1
(4) 認定の基準.....	2
(5) 欠格事由.....	2
(6) 認定等の有効期間等.....	2
第2章 認定NPO法人に向けて .....	
1 認定NPO法人等になるまでのフロー.....	4
2 認定手続等の概要.....	5
3 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続.....	6
(1) 認定を受けようとする場合.....	6
(2) 特例認定を受けようとする場合.....	6
(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合.....	7
(4) 認定NPO法人等の役員報酬規程等の提出義務.....	7
4 認定等の基準の概要.....	16
(1) 認定の基準の概要.....	16
(2) 欠格事由の概要.....	18
5 認定NPO法人としての認定を受けるための基準.....	20
6 特例認定NPO法人としての特例認定を受けるための基準.....	32
7 欠格事由.....	33
8 確認させていただく資料（例） .....	35
9 認定NPO法人等の税制上の措置.....	36
<様式集1>.....	41

第3章 認定取得後の管理・運営について.....	
1 認定NPO法人等の報告義務.....	88
(1) 公開用書類の提出.....	88
(2) 事業年度終了後の役員報酬規程等の提出.....	88
(3) 助成金及び海外送金等の報告.....	90
(4) その他の報告.....	90
2 認定NPO法人等の情報公開.....	92
(1) 認定NPO法人等の情報公開（閲覧）.....	92
(2) 所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）.....	93
3 認定NPO法人等に対する監督等.....	94
(1) 認定NPO法人等に対する報告及び検査.....	94
(2) 認定NPO法人等に対する勧告、命令等.....	95
(3) その他の事業の停止.....	95
(4) 認定NPO法人等に対する認定等の取消.....	96
(5) 罰則.....	97
<様式集2>.....	99
<様式集3>.....	119

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

法、NPO法.....	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
令、施行令.....	特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）
規則.....	特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）
NPO法人.....	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
認定NPO法人.....	特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定NPO法人.....	特定非営利活動促進法第58条第1項に規定する特例認定特定非営利活動法人
認定NPO法人等.....	認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
所轄庁.....	特定非営利活動促進法第9条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長：静岡県内では、静岡市及び浜松市）
県規則.....	特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年10月27日静岡県規則第63号）
措法.....	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
措規.....	租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）
法人法.....	法人税法（昭和40年法律第34条）
法人令.....	法人税法施行令（昭和40年政令第97号）
法人規.....	法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）
所法.....	所得税法（昭和40年法律第33号）
所令.....	所得税法施行令（昭和40年政令第96号）
所規.....	所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）
行手法.....	行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）